

回 覧 令和3年5月15日(三股町) 代表☎: 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|----------------------------------|
| <重要> | 1 | ◆県独自の緊急事態宣言発令を受けて(町長メッセージ⑩) |
| | 2 | ◆マイナンバーカードをお持ちの人に、商品券を交付します! |
| <募集> | | ◆「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します |
| | 3 | ◆町職員採用試験を実施します |
| | 5 | ◆都城高専前期教養講座「素粒子で宇宙を探る」の受講生を募集します |
| | 6 | ◆わくわく教室「太極柔力球教室」の受講生を募集します |
| <お知らせ> | | ◆「第14回みまた町民総合スポーツ祭」の参加者を募集します |
| | 7 | ◆「第167回みまたん駅前よかもん市(朝市)」について |
| | | ◆家族介護慰労金を支給します |
| | 8 | ◆県防災士養成研修を実施します |
| | | ◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 9 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |



防災無線の放送内容が☎で確認できます!

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。



【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分類】 【No.】 【内容】

- | | | |
|-----------|----|--|
| <保健と福祉> | 10 | ◆児童手当・特例給付現況届を提出してください(子ども) |
| <保健と福祉> | 11 | ◆低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金を支給します(一般) |
| <農林畜産業関連> | 12 | ◆6月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| | 13 | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| <相談> | | ◆「行政相談」を実施します |
| | 14 | ◆「無料法律相談」を実施します |
| | | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |
| | 15 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します |
| | | ◆「人権相談」を実施します |



重要

◆県独自の緊急事態宣言発令を受けて（町長メッセージ⑩）

県は9日、独自の緊急事態宣言を発令しました。新型コロナウイルス感染症の「第4波」が全国的に拡大している状況や九州各県の爆発的拡大、県内クラスター(感染者集団)、特に宮崎市の感染状況などを踏まえた判断です。県内の感染者数は、3月は15人と落ち着いた状況でしたが、4月に入り日向・東臼杵圏域、都城市、宮崎市で次々とクラスターが発生し、感染者数は280人、5月は宮崎市を中心に感染者が爆発的に増加し8日現在313人と「第3波」同様の様相を呈しつつあります。本町でも4月は10人、5月には現時点で6人が感染しました。

県独自の緊急事態宣言は、次の5点を理由に発令されました。

- ①人口10万人当たりの療養者数が37.1人(5/8時点)、直近1週間の新規感染者数は26.7人(5/2-5/8)で政府分科会の指標でステージ4(爆発的感染拡大)を上回っていること。
- ②4月以降の感染者の4割近くが感染力の強い変異株に置き換わっており、年齢に関係なく重症化しやすいと指摘されていること。
- ③宮崎市から他圏域への感染拡大を防ぎ、今ある火種を消すこと。
- ④県外からの感染持ち込みを防ぐこと。
- ⑤本県の医療提供体制は脆弱であり、爆発的感染拡大を抑止する必要性が高いこと。

県独自の緊急事態宣言の期間は5月31日までで、内容は次のとおりです。

- ①原則、外出自粛
日常生活圏内で過ごしてください。宮崎市との往来は慎重に。
- ②原則、県外との往来自粛
仕事などでのやむを得ない往来は、感染対策の徹底を。
- ③原則、県外からの来県自粛 不要不急を除き自粛を。
- ④イベントの開催制限 延期または中止を。
- ⑤会食の制限 会食は4人以下、2時間以内、家族など身近な人と。

⑥テレワーク、時差出勤の奨励 職場における「密」を避けよう。

⑦宮崎市内の飲食店への時短営業要請

営業は午前5時～午後8時。酒類の提供は午後7時まで。(23日まで)

このような発令を受けて、本町でも感染防止対策に取り組みますが、現時点では公共施設や教育関連・福祉施設などの閉館・時短などは考えていないところです。今後については、感染状況を見ながら判断していきます。しかし、恒例の「まちドラ!」は中止、「モノづくりフェア」は延期としました。ご理解をお願いします。

本町では、ワクチンの集団接種を12日(水)から始めます。電話予約が殺到し、繋がりにくくご迷惑をお掛けしたことにお詫びを申し上げます。接種希望者全員が接種できる体制で取り組みますのでご理解をお願いします。現在、65才以上の接種受付を行っていますが、電話は混み合いますので、可能な限り本町公式サイトか郵送する「お知らせ」に記載されている二次元コードからの申し込みをお願いします。集団接種は、町内医療機関の医師と看護師にご協力いただきます。一般診療を済ませた午後から、そして土曜・日曜返上での接種であり、医療従事者の皆様の献身的な協力に心から感謝申し上げます。そこで、集団接種がスムーズに進むため町民の皆様へのお願いです。予診票は、家族などに相談し、必ず記入してから会場にお持ちください。接種に不安のある人や持病のある人は、「かかりつけ医」に相談してください。よろしくをお願いします。

終わりに、県内が爆発的感染に至らないこと、そしてワクチン接種がスムーズに展開できることを願って町長メッセージとします。

令和3年5月10日

三股町長 木佐貫 辰生

◆マイナンバーカードをお持ちの人に、商品券を交付します！

マイナンバーカードの普及促進とコロナ禍で大きなダメージを受けている町内事業者への支援を目的に、既にマイナンバーカードを持っている人およびこれからマイナンバーカードの交付を受ける人に、町内の商工会加盟店舗で利用可能な商品券を交付します。

■交付商品券 =

町オリジナル商品券（三股町商工会発行）
対象者1人あたり1,000円

■交付対象者 =

①マイナンバーカードを持っている人

6月30日（水）時点で、町内に住民登録があり、有効なマイナンバーカードを持っている人。

②これからマイナンバーカードの交付を受ける人

7月1日（木）～11月30日（火）に、町からマイナンバーカードの交付を受ける人。ただし、8月31日（火）までにマイナンバーカードの申請をすること。

■交付開始日と交付方法 =

①マイナンバーカードを持っている人

7月以降、特定記録郵便で発送します。

②これからマイナンバーカードの交付を受ける人

7月以降、マイナンバーカード受け渡し時に商品券を窓口で渡します。

※マイナンバーカードの交付には、申請から1～2カ月程度かかりますので、早目の申請をお願いします。

※お問い合わせは、

企画商工課 商工観光係（3階 ②番窓口）

☎：52-9084（直通）をお願いします。



募集

◆「調理師試験準備講習会」の受講生を募集します

- 対象者 = ○ 県内のひとり親家庭の母、父および寡婦で調理実務経験が2年以上あり、県で行われる調理師試験を受験する人（5月10日（月）～6月4日（金）に県内各保健所へ願書の提出が必要です）。
○ 講習会の全日程に出席できる人

- 講座内容 = 調理師試験準備講座（13時間45分）
会場：県総合保健センター 5階大会議室
（宮崎市霧島1-1-2）
定員：30人程度
※先着順です。早めにお申し込みください。

- 開催日時 = 8月21日（土）、22日（日）の2日間
午前9時～午後4時20分

- 受講料 = 無料
※ただし、テキスト代は受講生負担です。
※テキストは県内保健所で購入してください。

- 申込方法 = 次の書類を準備し、申込期限までにお申し込みください。
① 令和3年度就業支援講習会受講申込書
※様式は、県母子寡婦福祉連合会の公式サイトからダウンロードするか、町役場福祉課に取りに来てください。
② 調理師試験受験願書の写し（受領印のあるもの）
③ 「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭医療費受給資格者証」の写し

- 申込期限 = 7月30日（金）

※お申し込み・お問い合わせは、

宮崎県母子寡婦福祉連合会

〒880-0007

（宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内）

☎/ファクス：0985-22-4696 をお願いします。



◆町職員採用試験を実施します

町では、令和3年度の町職員採用試験（7月実施）を次のとおり実施します。

■採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容 =

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つだけ受験できます。なお、受付締め切り後は職種の変更は認めません。

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	心理（F）	1名	町長部局などに勤務し、心理職の業務および一般事務に従事します。
初級	建築（E）	1名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。

■受験資格（学歴は問いません） =

（1）年齢

試験の種類	受験資格
初級	平成3年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた人

（2）資格

心理（F）は、臨床心理士、認定心理士または公認心理師の資格を有する人（令和3年度の試験では資格取得見込みの人を含む。）に限ります。

（注）資格を必要とする試験は、資格が取得できない場合、採用になりません。

（3）次のいずれかに一つでも該当する人は受験できません。

- （ア）日本国籍を有しない人
- （イ）禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- （ウ）三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- （エ）日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験の日時、場所および合格発表 =

試験	試験の日時	試験会場	合格発表
1次試験	7月11日（日） 午前7時30分 受付開始 午前8時10分 着席 午前8時30分 試験開始 午後1時10分 試験終了 （心理：午後1時40分）	三股町役場 （北諸県郡 三股町五本松 1-1）	7月下旬以降に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
2次試験	7月下旬以降に1次試験合格者に対して行います。	三股町役場 （北諸県郡 三股町五本松 1-1）	8月下旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

（注）試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

（注）試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バックなどにしまってください。

（注）新型コロナウイルス感染症にかかり治癒していない人、濃厚接触者、発熱や咳などの風邪症状があり、新型コロナウイルスの感染が疑われる人は、当日の受験を控えてください。
なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定していません。

■試験の方法 =

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
1次試験	教養試験	時事、社会、人文に関する一般知識に関する問題（13問）（「自然に関する一般知識」）の出題はありません） 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（27問）
	職場適応性検査	職務への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	専門試験 ・心理 ・建築	専門的知識、技術その他の能力についての多岐選択式による筆記試験 （出題分野は別表のとおり）
2次試験	人物試験	面接試験

<別表 専門試験の出題分野>

試験の種類	出題分野
心理 (F)	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学 (30問)
建築 (E)	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規および建築施工 (30問)

■受験手続 =

(1) 受験申し込み

受験の申し込みは、原則インターネットのみの受付です。

町公式サイト「職員採用」 → 「令和3年度三股町職員採用試験（7月実施分）のご案内」

から、案内に沿って受付期間中に申し込みを行ってください。また、申し込みは「事前登録」と「本登録」の2段階方式です。「本登録」の受け付けが完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申し込み完了のお知らせ」の電子メールが自動送信されます。

電子メールが届かない場合やインターネット申請が難しい場合は、必ず受付期間中の月曜～金曜の午前8時30分～午後5時に総務課職員係へ電話で問い合わせてください。

町職員採用受験の申し込みはこちらから →

(2) 受付期間

5月10日（月）午前8時30分～6月1日（火）午後5時
○受付期間終了直前はサーバーが混み合う可能性があります。
余裕をもって、早めに申し込み手続きを行ってください。

(3) 受験票の交付

受付期間終了後、登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月21日（月）を過ぎても電子メールが届かない場合には、総務課職員係に連絡してください。

「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、申し込みサイトのマイページにログインし、受験票のダウンロードと印刷をしてく

ださい。印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申請者本人が署名して1次試験の際に必ず持ってきてください。

■合格から採用まで =

最終合格者は、職種ごとに決定し、それぞれの採用候補者名簿に登載、その中から任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は、原則として令和4年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、**合格者は採用予定者より多く決定しますので、試験に合格しても採用されない場合があります。**

■給与・勤務条件等 =

(1) 給与

三股町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年三股町条例第23号)に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

(2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜・日曜および国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。

休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇
結婚休暇
病気休暇

■試験関係情報の提供（緊急連絡）について =

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町公式サイトおよび県町村会公式サイトに掲載することがあります。

それぞれのアドレスは次のとおりです。

・町公式サイト

・県町村会公式サイト



※お申し込み・お問い合わせは、

〒889-1995

宮城県北諸県郡三股町五本松1番地1

総務課 職員係（2階 ①番窓口）

☎：52-1113（直通）にお願いします。

◆都城高専前期教養講座「素粒子で宇宙を探る」の受講生を募集します

■講座内容 =

宇宙って何だろう？どのように誕生したのだろうか？
誰でも一度は考えたことがあると思います。近年の理論研究や最先端の観測は、さまざまなことを私たちに教えてくれます。さらに、宇宙の誕生から現在の姿に至るまで、素粒子物理学が密接に関わることも明らかになってきました。

そこで、この講座では宇宙・素粒子の謎に興味を持つきっかけになるような話をいくつか紹介します。講座内容は昨年度の内容+ δ （デルタ：「微量」を表す量記号）です。また、本講座内容をより深く学ぶことができる公開講座「素粒子物理学とその歴史」「宇宙論とその歴史」も開講予定です。宇宙・素粒子をより深く知りたい人はこれらの講座への参加もおすすめです。（本講座のみの受講も大歓迎です。）

■開催日時 = 7月30日（金） 午後6時30分～9時

■対象者 = 市・町民一般

（高校・大学・高専生、一般成人、初心者・経験者向け）

■募集人員 = 15人程度

（先着順のため、定員に達し次第募集を締め切ります）

■講師 = 都城高専 一般科目講師 阿部裕悟

■場所 = 都城高専 図書館1階 ICTみやまルーム

■申込期間 = 6月17日（木）午前9時～7月8日（木）必着

（申込開始日前の申し込みは無効です。ご注意ください。）

■講習料 = 無料

※別途、参加料（プリント代・その他諸経費）として

500円が必要です。

■申し込み手続き = ファクス、メール・はがき、インターネットの何れかの方法で申し込めます。

★ファクス：指定の教養講座申込書に記入のうえ、申し込んでください。

★メール・はがき：下記記載事項を記載のうえ、申し込んでください。

★インターネット：QRコードからアクセスし、申込みをしてください。

※原則、電話でのお申込みはできませんのでご了承ください。

◇記載事項

- ①講座名 ②氏名（ふりがな） ③性別 ④年齢
- ⑤自宅の郵便番号・住所 ⑥電話番号
- ⑦メールアドレス
- （日中に電話での連絡を受けることが難しい場合）
- ⑧学校名・学年（学生のみ）



申し込みは
こちらから

◇新型コロナウイルス感染症の影響により開講を中止または延期する場合があります。

◇メールで申し込みの場合、数日以内に受付の連絡をメールで行います。連絡がない場合には不着の可能性がありますので、お手数ですが電話にて確認の連絡をお願いします。

◇ファクス・はがき・インターネットで申し込みの場合には、受付の連絡は行っていません。

◇先着順のため、定員に達し次第募集を締め切りますが、受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合は、はがきで連絡します。

◇受講の可否を早めに確認したい場合は、下記お問合せ先まで連絡をお願いします。

◇参加料は開講日（7月30日）に集めます。

◇開催中、都城高専の教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、都城高専公式サイトや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇申し込み時の情報は、本講座に関する業務以外には利用しません。

※お申し込み・お問い合わせは、

都城高専 総務課企画係（受付時間 平日の午前8時30分～午後5時）

〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町473-1

☎：47-1306（原則、電話でのお申し込みはできません）

ファクス：38-1508

Eメール：kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp

◇募集案内と受講申込書は都城高専公式サイトからダウンロードができます。

URL：<http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/index.html>

◆わくわく教室「太極柔力球教室」の受講生を募集します

町教育委員会では、「太極柔力球教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■教室の内容 =

太極柔力球とは中国生まれのニュースポーツで、専用のラケットと砂の入ったボールを使い、ボールを落とさないように動き回る全身運動です。力を込めて打ち合う競技とは異なり、力を抜いて柔らかい動きが必要なので、年齢や性別を問わず誰でもどこでもできる無理のないスポーツです。曲に合わせて演舞すると一曲でうっすら汗をかく有酸素運動にもなります。スリル感のある太極柔力球で健康づくりをしてみませんか。

■講師 = ^{とくながみゆき}徳永美幸先生【(一社)日本太極柔力球協会技術検定2級】

■開催日時 = 7月～11月まで(昼の部、夜の部ともに全10回)
 (昼の部)毎月第1・3木曜日 午後1時～3時
 (夜の部)毎月第2・4木曜日 午後7時30分～9時30分

■受講料 = 2,500円
 ※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■準備するもの = 室内用シューズ・タオル・水分

■開催場所 = 第1地区分館 ホール

■募集人員 = 昼の部・夜の部 各15人
 (定員を超える申し込みがある場合は、抽選です。)
 ※募集対象～中学生以上
 ※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。



※受講生のうち3分の2以上は町内在住あるいは在勤していることが条件です。

■申込期限 = 6月4日(金)

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。町公式サイトからも申し込みできます。受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時です。

※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

☎: 52-9311(直通)

ファクス: 52-9724 にお申し込みください。

◆「第14回みまた町民総合スポーツ祭」の参加者を募集します

広く町民にスポーツを普及し、町民の健康増進と体力の向上を図ると同時に、自治公民館相互の親睦・融和を深め、豊かで住みよい町づくりに寄与するため、スポーツの祭典「みまた町民総合スポーツ祭」を開催します。

次の内容で開催しますので、参加を希望する人は、申込期限までに申し込みをお願いします。

■参加資格 = 原則として、町内に居住する人

■申込期限 = 6月18日(金)

■申し込み先 = 町教育委員会 教育課 スポーツ振興係

●競技種目

期 日	競 技 種 目	会 場	備 考
6月27日(日)	卓 球 バ レ ー	町武道体育館	自由申し込み
7月 4日(日)	ミ ニ テ ニ ス	西部地区体育館	
7月 4日(日)	パ ー ク ゴ ル フ	上米公園パークゴルフ場	
7月 6日(火)	ペ タ ン ク	7地区分館ペタンク競技場	
7月 6日(火)	四 半 的 弓 道	町四半的弓道場	
7月11日(日)	弓 道	町弓道場	
7月25日(日)	自治公民館対抗ソフトボール	旭ヶ丘運動公園ソフトボール場・蓼池公園・植木公園・三股小学校・殿岡農村広場	自治公民館対抗

※総合開会式は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止します。

※陸上、グラウンドゴルフ、硬式テニス、バスケットボールの各競技の日程は、6月以降の回覧でお知らせします。

※本年度のバドミントン競技は中止します。

※自由申し込みの種目のみ参加者を受け付けています。

※種目によっては、参加人数の制限があります。

※参加料の負担がある種目があります。



※お申し込み・お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(中央公民館内)

☎: 52-9312(直通)

ファクス: 52-9724 にお申し込みください。

お知らせ

◆「第167回みまたん駅前よかもん市（朝市）」について

このコロナ禍でどのようにしたら安全に朝市を開催できるのか「元気会」全員でリニューアル開催にむけて全力で協議中です。

再開の際は、今まで以上に楽しんでもらえる朝市を考えておりますのでもうしばらくお待ちください。

5月の開催の有無について、チラシや「よかもんや」店頭にてご案内させていただきます。

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、

町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



◆家族介護慰労金を支給します

重度の要介護高齢者を在宅で介護し、次の全ての要件を満たすご家族に慰労金を支給します。

■対象者の要件 =

1. 要介護高齢者が65歳以上で、介護保険の要介護4、5またはこれに相当すること。
2. 要介護高齢者と介護するご家族が同一世帯であり、無報酬で日常生活を介護していること。
3. 申請日の属する年度において、要介護高齢者の世帯全員が住民税非課税であること。
4. 過去1年間に、介護保険サービスを利用せず、在宅で介護していること。(通算して7日以内の短期入所生活介護または短期入所療養介護のサービスを除く。)ただし、過去1年間に医療機関へ入院していた場合は、入院期間を除いた在宅介護期間が1年間であること。
5. 要介護高齢者と介護するご家族が申請日の1年前から町内に住所があること。

■支給金額 = 年額10万円

※慰労金の支給を希望する人は事前に申請が必要です。

※お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係（1階 ⑦番窓口）

☎：52-9062（直通）にお願ひします。



◆県防災士養成研修を実施します

地域防災活動の中核的な人材となる防災士を養成するため、防災士養成研修を実施します。町では災害に強いまちづくりを推進するため、防災士資格取得者に助成金を交付しています。

■内 容 =

防災士資格取得には、次の4つの課程を完了することが必要です。

- ① 県が実施する「防災士養成研修」基礎コースの受講
- ② 課題レポートの提出
- ③ 「防災士養成研修」専門コースの受講
- ④ 日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し合格すること

※別途、消防署や日本赤十字、自治体が発行する「救急救命講習」を受講し、修了証を取得する必要があります。

■日程および研修場所 =

【基礎コース】

日程：7月4日（日）午前9時～午後5時15分（予定）
 日程：8月19日（木）午前9時～午後5時15分（予定）
 場所：都城市中央公民館（予定）

【専門コース】

日程：令和4年2月頃（未定） 2日間
 場所：未定

※新型コロナウイルスの影響などにより、日程や会場が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

■防災士資格取得助成制度 =

町では防災士の資格を取得し、地域防災に協力するなど、交付要件を満たす人へ、受講料・登録費用経費を助成します。

■申込方法と期限 =

6月25日（金）までに総務課危機管理係へお問い合わせください。
 ※会場の定員数になり次第、募集を締め切ります。早めに申し込みしてください。

※お問い合わせは、
 総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）
 ☎：52-1110（直通）にお願いします



◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和3年4月22日現在

仕事の内容	委託地域	工 賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
 内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
 県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
 相談日：月曜～金曜（土・日・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
 詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。



宮崎 内職

検索

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(購入する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会等に積極的に参加する人

■補助対象経費及び補助額 =

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
A Tワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆児童手当・特例給付現況届を提出してください

今年の5月分以前から本町で児童手当を受けていた人は、引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかを確認するため、6月に「児童手当・特例給付現況届」を提出する必要があります。この現況届を提出しない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当を受けることができませんので、期日までに必ず手続きをしてください。混雑が予想されますので余裕をもってお越しください。

■現況届の提出が必要な人 = 中学生以下の児童を養育している人

※対象者には、6月上旬に現況届の書類を郵送します。

※6月1日（火）以降、本町から転出する人も届け出が必要です。

※公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。

■受付期間 = 6月10日（木）～16日（水）

※都合の悪い人は福祉課 児童福祉係で6月30日まで
（土・日・祝日を除く）に必ず手続きをしてください。

■受付時間 = 10日（木）・14日（月）・16日（水）

午前9時～正午/午後1時15分～5時

11日（金）・15日（火）

午前9時～正午/午後1時15分～8時

■受付場所 = 町役場4階 第1会議室

■準備するもの =

◎全員が必要なもの

①児童手当・特例給付現況届

②印かん（認め印可、シャチハタ不可）

③受給者の健康保険証のコピー

「受給者」とは、父または母のうち所得が高い人です。

子どもの保険証で手続きできません。保険証で確認できないときは「年金加入証明書」が必要です。

※令和3年度（令和2年中）所得の状況によっては、受給者が変更になる場合があります。その際は、新受給者の保険証と預金通帳のコピーが必要です。

◎世帯の状況で必要となる書類

- ・児童と別居していて、6月1日現在で児童の住民票が本町にない人
⇒受給者と別居している児童全員の個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カードを紛失した人は、マイナンバー記載のある住民票とう本を取得して確認するか、再発行をお願いします。
※別居監護申立書が必要ですので受付時に申し出てください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用および入退室時の手指消毒の徹底をお願いします。マスクを忘れた人は、ハンカチやタオルなどで覆うなどの工夫をお願いします。



※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

◆低所得のひとり親世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、特別給付金を支給します。

■対象となる人 =

- ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給する人（養育者を含む）
- ②公的年金等を受けていることで、令和3年4月分の児童扶養手当が受けられない人
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
※児童扶養手当の申請をしていれば令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止または一部停止されたと推測される人も対象です。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

■支給額 =

児童1人あたり5万円（令和3年度中18歳になる児童まで対象です。）

① 令和3年4月分の児童扶養手当を受給する人（養育者を含む）

申請は必要ありません。

4月30日(金)に児童扶養手当を支給している口座に振り込み済です。

② 公的年金等を受けていることで、児童扶養手当が受けられない人

申請が必要です。

▶申請期間

令和4年2月28日（月）まで



▶準備するもの

- ・本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカード）
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（戸籍とう本など）
※児童扶養手当の認定を受けていない人のみ必要です。
- ・年金の支給額を確認できる書類（年金決定通知書、年金振り込み通知書など）
- ・令和2年度所得課税証明書
※同一住所に3等親以内（申請者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、年度内に19歳以上になる子など）の親族がいる場合には、その人の収入額がわかる書類も必要になります。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請が必要です。

▶申請期間

令和4年2月28日（月）まで

▶準備するもの

- ・本人確認書類の写し
- ・受取口座を確認できる書類の写し（通帳またはキャッシュカード）
- ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（戸籍とう本など）
※児童扶養手当の認定を受けていない人のみ必要です。
- ・年金の支給額を確認できる書類（年金決定通知書、年金振り込み通知書など）
- ・令和2年2月以降の収入額がわかる書類（給与明細書など）
※同一住所に3等親以内（申請者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、年度内に19歳以上になる子など）の親族がいる場合には、その人の収入額がわかる書類も必要になります。

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。

農林畜産業関連

◆6月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★6月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：6月23日（水曜日） ≪午後1時30分～3時≫ ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：6月30日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	★処理料金は現金支払いです。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、
持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ(PO) 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

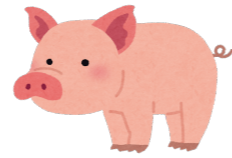
種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。





◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

先月、群馬県、三重県、栃木県の養豚場において豚熱（CSF）の発生が確認され、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。

また、口蹄疫や鳥インフルエンザも国外で継続して発生していますので、引き続き防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と 畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52-9088（直通） お願いします。

募 集

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	6月7日（月）	6月21日（月）
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします



※お問い合わせは、
総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通） お願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	5月19日(水) 6月16日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は 予約制 です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお申し込みします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜（祭日は除く）
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお申し込みします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 6月10日(木) 【都城市】 6月25日(金)
時 間	【三股町】 午後1時30分～午後4時30分 【都城市】 午後1時～午後4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です <u>(個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外)</u> 。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154 をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	6月1日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	ばば しんご 馬場 真吾、 たけのうち すずこ 竹ノ内 鈴子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

※お問い合わせは、

・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎：52-1112(直通)

・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。